

ブルガリア
意匠規則

2008年3月25日 No. 32 により改正

目次

第1章 総則

第1条

第2条

第2章 出願書類の作成及び出願

第1節 出願書類

第3条

第2節 出願要件

第4条

第5条

第6条

第7条

第III節 代理行為

第8条

第3章 審査

第I節 方式審査

第9条

第10条

第10a条

第II節 実体審査

第12条

第12a条

第13条

第14条

第15条

第III節 審査後の決定

第17条

第18条

第 IV 節 出願の取下，減縮及び補正

第 19 条

第 20 条

第 20a 条

第 4 章 工業意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく意匠の出願及び登録

第 21 条

第 22 条

第 5 章 共同体意匠出願

第 23 条

経過規定及び最終規定

最終規定

経過規定及び最終規定

第1章 総則

第1条

この法令は、工業意匠登録の出願の作成、提示の順序及び特許庁における審査の方法について定める。

第2条

- (1) 1の出願は1又は複数の意匠を含むことができる。
- (2) 出願が複数の意匠を対象としている場合は、それが組み入れられる又は添付される生産物は、次の区分に属していることを必要とする。
 1. ロカルノ協定による、意匠及び図面についての国際分類の1の類、
 2. 同一の組物、又は
 3. 構成物品
- (3) 多重出願が、意匠を組み入れる又は適用する生産物の装飾に関するものである場合は、上記(2)の規定は適用しない。

第2章 出願書類の作成及び出願

第1節 出願書類

第3条

(1) 出願書類は特許庁に直接に又は郵送することにより又はファクシミリ若しくは電子書面を送信する通信装置によって出願することができる。

(2) 出願書類を、(1)に基づく電子的装置によって出願した場合は、その原資料を、その出願に係るファクシミリ又は電子的書面が受領されてから1月以内に特許庁が受領するようにしなければならない。色彩の組み合わせの明細によって決定される意匠についての登録出願は、ファクシミリ通信によるものは受理されない。

(3) (2)の規定による期間は、その資料の出願がその期間内に郵送によって行われていた場合は、超過しているとはみなさない。

第2節 出願要件

第4条

(1) 出願は下記書類を含んでいなければならない。

1. 登録を求める願書
2. 意匠を表示する書面
3. 手数料の納付を証明する書類
4. 出願が工業意匠法第5条の規定による、工業所有権に関する国内代理人(以下、代理人という。)によって出願される場合は、委任状
5. 条約優先権を申し立てる場合は、優先権証明書
6. 意匠の明細に関する簡単な説明。語数は最大100とし、出願人の発意による。
7. 国家の防衛及び安全保障に関連する生産物の意匠に関し、国防省及び内務省が発行した登録承認書

(2) 書類はブルガリア語で出願しなければならない。他の言語によって出願された場合は、意匠法第31条(2)の規定による出願日は、当該出願日から3月以内にそのブルガリア語翻訳文が提出されることを条件として保存される。優先権証明書の翻訳文は、特許庁の要求に基づいて必要な場合に限り提出する。

第5条

登録願書は、特許庁の様式によるもの1通を提出するものとし、下記事項を含んでいなければならない。

1. 出願人を確認する資料
 - a) 出願人が自然人である場合は、願書は名前、苗字、出願人が所属する国又は同人が恒久的住所を有する国及び宛先記載していなければならない。
 - b) 出願人が法人である場合は、願書は、その名称、所在地、法定登録に基づく運営住所、法人の種類、出願人が実際に商業的又は生産的活動に従事している国
2. 授権された代理人が存在する場合は、それを確認する情報—名称及び宛先

3. ブルガリア共和国内での通信宛先：通信に使用するものとして出願人又は代理人によって指示される宛先。当該宛先が記入されていない場合は、通信文は願書の中の最初の出願人の宛先に送付される。出願人が2以上である場合は、それらの者は、通信用の共用宛先を含めることができる。
4. 優先権の主張(該当する場合)。条約上の優先権を主張する場合は、先の出願が行われた日付及び国の名称を、国内出願に関する優先権に関しては、その参照番号を記載しなければならない。
5. 1又は2以上の意匠創作者の名称及び宛先
6. 求める保護の対象とする意匠の数
7. 意匠を組み入れる又は添付する生産物の一覧。それには、ロカルノ協定に基づく工業意匠の国際分類による分類番号を表示する。
8. 意匠の表示
9. 出願する表示の一覧
10. 願書に添付する書類の一覧
11. 申告する意匠の登録に関する、出願人自身の意思を表明する登録願書
12. 出願人又は代理人の名称及び署名。出願人が法人又は個人事業主であると示されている場合は、出願書類に署名した者の役職を付記し、封印していなければならない。

第6条

- (1) 意匠の表示は、1の基本図及び明瞭、完全かつ詳細な反映のために必要な(7以下の数の)追加的な図により意匠を示さなければならない。個々の表示においては、図の種類、例えば、「主図」、「背面図」、「見下ろし図」等の種類が記載されなければならない。
- (2) 出願が複数の意匠を含む場合は、その各々に関し、(1)による表示を提示しなければならない。各意匠は、写真又はグラフによって類似性の説明が示される。
- (3) 適用する意匠の対象となる生産物は、その生産物が使用される形で示されなければならない。生産物が通常、閉められた、折りたたんだ形などで使用される場合は、それらの生産物は閉められていない又は折りたたまれていない形で表示しなければならない。
- (4) 物品の組物又は組み立て物の場合は、集合体としての組物又は組み立て物についての(1)による表示を提示しなければならない。組物に係る意匠の登録出願については、組物の中にある個々の生産物についての意匠も含めることができる。
- (5) 出願が包装に関するものである場合は、包装が解かれた状態での表示を示すことができる。
- (6) 写真による表示は、一様の光により、無地の背景で、余計なものが入っておらず、修正されていないものでなければならない。グラフィック表示は、鮮明で実線を引いたものでなければならない。表示は白色の非透明紙上で行われ、良好な品質のものでなければならない。表示は複製できるようにするために、特別な効果又はホログラム記号を有してはならない。意匠の全ての明細は容易に視覚で認知できるものでなければならない。
- (7) 意匠の特性が色彩の組み合わせによって定まる場合は、色彩表示を提示しなければならない。
- (8) 出願が活字フォントに関するものである場合は、その表示は最低16ポイントによるもの

でなければならない。また、少なくとも、アルファベット及びアラビア数字の大文字、小文字の系列を含んでおり、そのフォントでの5行の文字列を添付していなければならない。

(9) 全ての意匠に関する表示は、基本図から始めて、アラビア数字による連続番号を付する。追加の図を提示するときは、個々の図は、意匠番号、その後点(ドット)、図の連続番号を注記しなければならない。

(10) 表示の寸法は3/4 cm以上、14/24 cm以下とする。

(11) 出願書類には、表示の全てについて2部の書面を添付しなければならない。表示書面の裏側には、(9)の規定による番号を付さなければならない。

(12) 電子的通信媒体による意匠の表示も出願書類に含めることができる。

第7条

(1) 特許庁宛ての通信は必ず、出願の受付番号及び出願人又は代理人の署名を含んでいなければならない。

(2) ファクシミリ又は電子書面を送信する通信装置によって送付される通信は、その原本がファクシミリの受領後1月以内に特許庁に提出された場合に限り、受領されたものとみなす。原本の提出が郵送による場合を含め、その期間に対する超過は生じなかったものとみなす。

(3) 特許庁から出願人又は代理人に宛てる通信は、受取日を証明する配達証明を添えて送付する。1月以内に配達証明が返却されないか又はその通信が、前記の者によって提供された宛先に名宛人が見つからなかったという理由で、郵便局によって返却された場合は、特許庁の公式インターネットサイト及び特許庁の通知掲示板に当該通信の存在を公示する公告が出される。公告には、出願番号、出願人又は代理人の名称及び宛先、意匠の名称及び通信の種類を含める。通信に関して定められる期限は、特許庁の公式サイト及び通告掲示板における公告の撤去日から開始する。

(4) 特許庁に対する通信が郵送された場合は、当該通信の受領日は発送郵便局の消印の日であるとみなす。消印の日が読み取れない場合は、受領日は、通信物の郵便局への引き渡し日であるとみなす。

第III節 代理行為

第8条

(1) 閣僚会議の布告 No. 137/1993 によって制定された工業所有権代理人に関する規則に基づいて委任された代理人又は特許専門家が存在している場合は、出願に委任状を付さなければならない。出願人が複数であって、その内の1人がブルガリアの自然人又は法人である場合は、代理人に対する委任は義務付けられない。この場合は、ブルガリア共和国内の通信宛先を記載しなければならない。

(2) (1)に基づく委任状には、下記の事項を記載しなければならない。

出願人の名称及び宛先；

工業所有権代理人登録簿に記載されている、代理人の名称、宛先及び登録番号；

(可能であれば)出願の受付番号及び出願日；

代理人に委任した手続；

出願人の署名；

出願人が法人である場合は、委任日及びそのシール；

特許専門家が委任を受けている場合は、委任状には労働契約の番号及び日付も記載しなければならない。

(3) 委任状は、特許庁の様式によるか、出願人が選択した他の様式によるものを提出しなければならない。

(4) 委任状がブルガリア語でない言語で作成されている場合は、ブルガリア共和国外務省領事部において公証されなければならない。ただし、相互主義によって公証の必要がないとされている場合は、この限りでない。

(5) 代理人が委任状によって複数の出願に関して委任されている場合は、個々の出願に関して委任状の写しを添付しなければならない。委任状が原本と一致していることは、代理人の署名によって証明される。

(6) 代理人が再委任に基づいて手続をする場合は、当該代理人は、再委任をした者がその権限を有していることを証明する委任状を必要とする。この書類又は(5)による認証謄本をその委任状に添付しなければならない。

(7) 委任を撤回するためには、特許庁に書面で通知しなければならない。

(8) 出願の取下げには、明示の授權を必要とする。

(9) 審査の過程で第2の工業所有権代理人が授權される場合は、最初の代理人への授權についての明示の取下げがない限り、通信は両方の代理人に対して行われる。

第3章 審査

第I節 方式審査

第9条

(1) 特許庁に提出された全ての出願は、出願日を確定するために、意匠法第31条(2)の要件を審査される。

(2) (1)の要件が満たされている場合は、出願は特許庁の意匠出願受付簿に記録され、出願人に対して書面で、受付番号及び確定した出願日が通知される。

(3) 出願書類がファクシミリ又は電子書面を送付する通信装置によって提出され、(1)の要件を満たしており、かつ、その原本が第3条(2)に基づく期間後に特許庁によって受領された場合は、特許庁において原本のファクシミリが受領された日を出願日とみなす。

(4) 出願日に関する意匠法第31条(2)の要件が確認されない場合は、提出された書類はブルガリア共和国特許庁に保管される。

第10条

(1) 確定した出願日を有する個々の出願に関しては、申告、専門業務及び公告のための手数料が納付された旨の書類が添付されているか否かが点検される。そのような書類が添付されていない場合又はその手数料額が特許庁によって徴収されるものとして定められている手数料金額に達していない場合は、出願人は、その欠陥を是正するために3月の期間が与えられる。この期間内に手数料が納付されない場合は、その出願は取り下げられたとみなす。

(2) 手数料の納付を示す書類が提出されてから2月の期間内に、全ての出願は方式審査に付される。審査内容は次の通りとする。

1. 出願人が意匠法第2条の要件を満たしている者であるか否か
2. 意匠法第32条に基づく書類及びそれに含まれる資料の存在
3. 多重出願における意匠が意匠法第33条の要件を満たしているか否か
4. 表示の一覧、提出された表示の数及びその部数の一致
5. 提出された表示が明瞭であり、第6条の要件を満たしているか否か

(3) (2)に基づき欠陥が確認された場合は、出願人はその事実について通知を受け、その除去のために3月が与えられる。出願人が欠陥を除去しない、応答をしない又は理由なく反論しない場合は、その出願手続を終結する決定が行われる。

(4) 出願に関して、代理人又は特許専門家が関与していることが確認されたが、委任状が提出されていない又は委任状が第8条(2)及び(4)の規定通りには作成されていない又は指示されている者が、意匠分野における有資格代理人の登録簿に登録されていない者である場合は、出願人又はその代理人は、(3)に基づく期間内に、確認された欠陥を除去することを求められる。

(5) 意匠法第5条(2)による義務的代理人選任の場合に、(4)の欠陥が是正されない場合は、手続を終結する決定が行われる。出願人が恒久的にブルガリア共和国に居住しているか又は所在地を有している場合は、手続は継続するものとし、通信は引き続き、それらの者を相手として行われる。

(6) 優先権が意匠法第35条(2)の要件に従って主張されたが、優先権書類が提出されていない

いか又は優先権手数料が納付されていない場合は、出願人に対しては、その優先権主張は受諾できないことが通告され、出願優先権は特許庁に対する出願書類の提出日によって決定される。

(7) 意匠出願の分割の場合は、分割出願は、分割通知から又は出願人による分割請求の通知から 3 月以内に提出される場合は、原出願の出願日又は優先日を保有するものとし、原出願に包含されている意匠を含まなければならない。

第 10a 条

方式審査の終了後 1 月以内に、要件を満たしている全ての出願は、特許庁の公報に公告される。

第 II 節 実体審査

第 12 条

意匠法第 36b 条に基づく期限が満了してから 1 月以内に、全ての出願は実体審査に付される。

第 12a 条

(1) 内務省又は防衛省が文書をもって、ブルガリアの安全保障及び防衛に係る生産物の意匠に関して、その登録に対する不同意を表明する場合は、出願人にはその旨が書面で通知され、3 月の応答期間が与えられる。

(2) (1) による期限内に、出願人が承諾書を提出しないか又は上記不同意が(1)の所轄官庁によって取り下げられない場合は、特許庁は審査手続を終了させる旨の決定をする。

第 13 条

(1) 実体審査においては、出願による全ての資料を検査し、意匠が生産物又はその一部の外観に関するものか否かを査定し、その特性は、意匠法第 3 条(1)の定義に従って決定される。

(2) 特許庁は、その意匠の組込み又は適用する生産物が工業的に又は手工業的に取得できるか否か、反復的に複製できるか否かを査定する。工業的複製によって得られる生産物は、意匠の特性の全てを含んでいなければならない。

第 14 条

判定が下記事項について行われる。

1. 申告されている意匠が、意匠法第 3 条(2)の下でのコンピュータプログラムに関するものであるか否か
2. 意匠法第 11 条(2)の除外事項に該当しているか否か

第 15 条

(1) 国際分類に関する現行版に基づいて決定されているクラス（類）について点検が行われ、また、小区分についても、行われる。必要な場合は、決定されていた類は補正され、その変更は出願人に伝えられる。

(2) 登録されている意匠群に関する調査は、意匠法第 12 条の意味での他の同一意匠であっ

て、国内の制度又は国際登録に関するハーグ協定の制度に基づいて、その出願日又は該当する場合は、優先日前にブルガリア共和国の領域において効力を有するものが存在しているか、登録されているか又は出願日若しくは該当する場合は、優先日前に域内市場の調和のための官庁において登録され、公告されたものがあるか否かを確認することを目的とする。

(3) 調査は、国内的制度及び国際的制度に従って行われた出願群に加え、2007年1月1日以降に出願された、共同体意匠の域内調和のための官庁のデータベースにある既出願群について、先の出願日又は該当するときは、優先日を有する出願の主題である意匠であって、意匠法第12条(2)の意味における同一の他の意匠が存在しないかを確認するために行われる。

(4) (2)及び(3)に基づく調査は、出願人が提示した表示を基にして、出願人が申告した類並びにその意匠の適用又は組込みの対象とすることができる類について行われる。

(5) 先の出願の主題である意匠が(3)による審査中に発見される場合は、その意匠がその後に登録されていることを条件として、考慮される。

(6) 調査対象には、出願公告の後に第三者によって提供される資料も含める。どのような形式のものであれ、意匠の伝播又は使用を証明する資料も調査することができる。

第 III 節 審査後の決定

第 17 条

(1) 実体審査の結果、意匠が意匠法の要件を満たしていると認定された場合は、出願人に、その旨が通知され、また、登録、登録証の発行及び公告に係る手数料を納付するために1月の期間が与えられる。

(2) (1)にいう期間内に手数料が納付された場合は、登録を認める決定をし、その決定には、意匠国家登録簿における意匠登録番号が記載する。

(3) 手数料が(1)の期限内に納付されていなかった場合は、その出願は取り下げられたとみなす。

第 18 条

(1) 調査結果の分析により、申告されている意匠又は出願に含まれている意匠の一部は、それらが意匠法第3条、第11条(2)及び(12)の要件を満たしていないという理由で登録することができないということが確認された場合は、出願人には、その旨が通知され、反論するために3月の期間が与えられる。その通知には、登録拒絶に係るすべての理由を記載する。

(2) 出願人が、許可された期間内に応答しない、欠陥を除去しない、その出願対象を登録可能な意匠に減縮しない場合又はその反論は理由がないと判定された場合は、出願された全ての意匠の登録を拒絶する決定を行う。この決定は、(1)による期間の満了から1月以内に行われる。

(3) 出願人の反論は理由があると認められる場合又は出願人がその意匠出願対象を、登録可能な意匠に減縮した場合は、第17条に基づく手続は有効とする。

第 IV 節 出願の取下、減縮及び補正

第 19 条

- (1) 意匠出願は、それに関する決定が行われるまでは、出願人による書面の申立によって取り下げることができる。
- (2) 意匠出願は、取下げが一部の意匠に関するものである場合は、減縮することができる。
- (3) 出願に関し、下記の事情があるときは、取下又は減縮をする。
 1. 取下に関する追加条件を含んでいない明示の請求書があり、その請求書は全ての出願人又は出願人によって授権された者によって、意匠法第 16 条(1)の要件を満たして署名されていること
 2. 権利の移転に関する正式書類が提出されていないか又は当該書類は提出されたが、出願書類は法的承継人又はその代理人によって署名されていること
 3. 出願に関する権利の確認についての異論を示す、裁判所の通知又は第三者からの通知がないこと
- (4) (3)の条件が満たされている場合は、
 1. 出願の取下に関しては、出願人に対して、取下請求が承認されたこと及び出願はされなかったとみなす旨の通知を行う。
 2. 出願の減縮に関しては、出願人に対して通知をする。
- (5) (3)の条件の何れかが満たされていない場合は、出願人は、それを満たすよう求められる。出願人が応答をしない又は個々の条件をみたさない場合は、出願手続は継続し、それについて出願人に通知する。

第 20 条

- (1) 出願は、下記事項に関する補正をすることができる。
 1. 出願人の名称及び宛先
 2. 出願されている意匠に影響を及ぼさない明白な誤り
- (2) (1)による補正をするためには、出願人は、手数料の納付を証明する書類を添えて、明示の請求書を提出しなければならない。

第 20a 条

登録に関する決定がされる前に、多重出願に係る 1 又は複数の意匠に関し権利譲渡の請求がされる場合において、出願に係る権利の譲受人が、通知を受けてから 3 月以内に、同人が譲渡された意匠を含む出願を提出するときは、その譲渡は完了する旨の通知を受ける。新たな出願は、原出願の出願日又は該当する場合は、優先日を使用する。

第4章 工業意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく意匠の出願及び登録

第21条

(1) ブルガリア共和国が当事国である国際出願に関しては、特許庁は第12条から第16条まで規定による実体審査を行う。

(2) 登録拒絶の理由が発見された場合は、拒絶通知が国際事務局に送付される。通知には下記事項を記載する。

1. 全ての拒絶理由

2. 意匠法第37条(3)及び(7)並びに第41条(1), 1.に基づく、拒絶理由に反論するための期限

(3) 規定された期限内に反論書が提出された場合は、それに係る通信は授権代理人に対して行う。

(4) 出願人の反論に理由があると考えられる又は出願人が多重出願を、登録可能な意匠に減縮する場合は、代理人に対して通知が行われ、国際事務局に対し、拒絶を撤回するための通知が送付される。当該通知書には、下記事項が記載される。

1. 拒絶の撤回が全ての意匠についてのものでない場合は、どの意匠が撤回の影響を受けるかということ

2. 拒絶撤回の日付

第22条

(1) ブルガリア共和国が最初の出願国である国際出願は、本人自身により又は代理人を通じて、国際事務局に直接に又は特許庁を通じて提出しなければならない。

(2) 出願書類は、国際事務局の様式により、英語又はフランス語で1通提出しなければならない。

(3) 意匠の表示のほかに、出願人はまた、ハーグ協定第5条(3)3Bの要件を満たしている、意匠の標本又はひな形も提出することができる。

(4) 出願書類には、特許庁が徴収する手数料の料率表に従った手数料を納付したことを示す書類を添付しなければならない。

(5) 出願人が(4)による手数料を納付していない場合は、出願人は1月以内にその不備を是正することを求められる。

(6) 特許庁が国際事務局によって国際出願の欠陥について通知を受けた場合は、特許庁はその旨を出願人に通知し、1月の応答期間を与える。不備が所定の期間内に是正されない場合は、その出願は、ハーグ協定の意味で、放棄されたものとみなされる。

第5章 共同体意匠出願

第23条

- (1) 共同体意匠出願が特許庁を経由して行われる場合は、出願書類には回付手数料を納付したことを示す書類を添付しなければならない。
- (2) 特許庁は出願書類に受領日を記載し、アラビア数字による頁数を付さなければならない、また、出願人に対し、その受領日、書類の種類、枚数及び出願書類の回付日を通知しなければならない。
- (3) 出願書類はその受領から2週間以内に、域内市場の調和のための官庁に送付されるものとし、それには出願の際に提出された書類の種類、特許庁による受領の日を記載した証明書を添付する。

経過規定及び最終規定

3. 意匠登録の出願に関する審査であって、意匠法による最終決定が行われていないものは、本法令に従って行う。
4. 本法令は、意匠法の経過規定及び最終規定 § 12 に従って発行する。
5. 本法令の履行は、特許庁長官に委任する。

最終規定

対象：意匠登録出願に係る文書作成，提出及び審査についての法令の改正及び補充のための
2006年2月2日からの命令第1号

12. 本法令は，本法令施行時までには正式審査が完了していない意匠登録出願に適用する。

経過規定及び最終規定

対象：意匠登録出願の起草，提出及び審査に関する法令の改正及び補充に関する 2008 年 3 月 17 日以降の命令第 50 号

24 本法令に対する改正及び補充であつて，本法令に記載されているものは，その施行期日までに最終決定がされていない意匠登録出願にも適用する。

26 本法令は，官報における公布の日から施行する。